第2節　地域特性を活かした景観形成方針

市域を地域特性に応じ、下図のように6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。

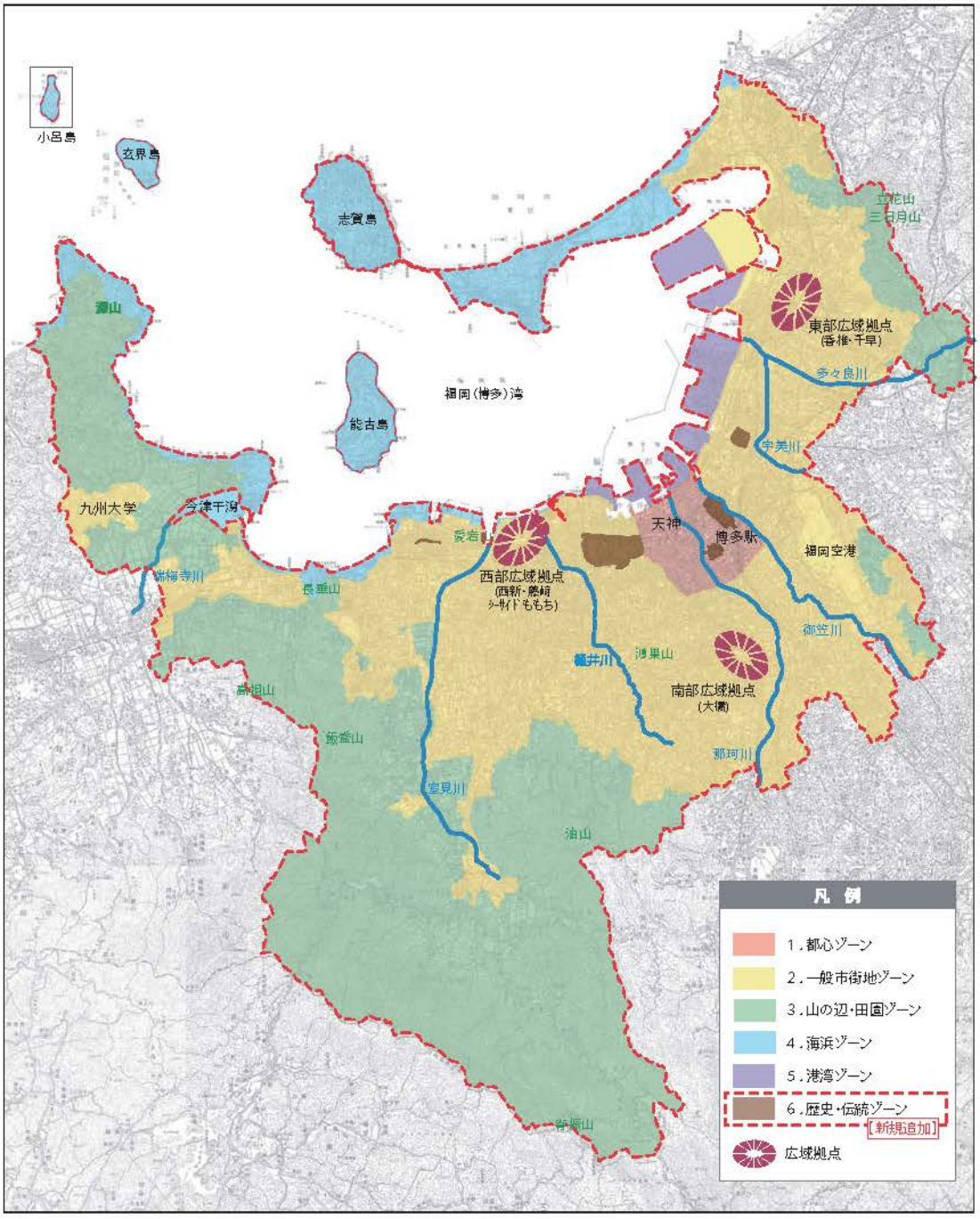

図 2-2　景観計画区域のゾーン区分

1. 都心ゾーン

景観特性

○都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り）が半径約１ｋｍの比較的コンパクトなインナーリングを構成し、その中央部を那珂川や博多川が流れています。

○地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。（天神地区、大名地区、今泉地区、渡辺通り・春吉地区、博多駅周辺地区、キャナルシティ博多、中洲地区、川端地区、御供所地区等）

○東西に JR 博多駅と西鉄福岡天神駅の２つの広域ターミナルを都心活動や賑わいの拠点として持っています。

○天神地区をはさんで、東西に御供所地区と福岡城址（舞鶴公園）という本市を代表する歴史的環境地区が存在します。

○各メインストリートは、スカイラインやまちなみの壁面線が比較的そろっており、福岡都心景観の大きな特徴となっています。

景観形成方針

・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡を代表する景観拠点にふさわしい街並みを形成します。

・櫛田神社等の寺社，赤煉瓦文化館に代表される近代建築や寺社等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。

・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となるはかた駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。

・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域との共働による歩いて楽しい魅力的な景観づくり・歩行者空間づくりに努めます。

・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。

都心ゾーン　都市景観形成地区

2. 一般市街地ゾーン

景観特性	○東部（香椎・千早）、西部（西新・藤崎・シーサイドももち）、南部（大橋）の広域拠点では、交通結節機能の高さを活かし、都市活力を担いつつ行政区・市域を超えた広範な生活圏域の中心として、商業、文教、行政機能など諸機能の集積が図られています。 ○福岡城跡、大濠公園、西公園と続く緑と水のオープンスペースは、福岡の身近な自然を代表するエリアになっています。 ○多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。 ○国道 202 号や明治通り、国道 3 号などの幹線道路沿線の土地利用は高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
景観形成方針	• 舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりを進めます。 • 多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。 • 広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。 • 九州大学学術研究都市においては、知の拠点にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。 • 計画的まちづくりが予定される六本松地区（九大跡地）や地下鉄七隈線のターミナルである橋本地区などでは、新たなまちづくりの機会を捉え、周辺との調和を図りながら賑わいと潤いのある景観づくりに努めます。 • その他の地区では、歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働で進めます。 • 建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。

3．山の辺・田園ゾーン	
景観特性	○糸島へと続く田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、学園通り線からの眺望は、伸びやかな田園景観が広がっています。 ○油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。 ○山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。
景観形成方針	・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。 ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を活かした景観づくりに努めます。 ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

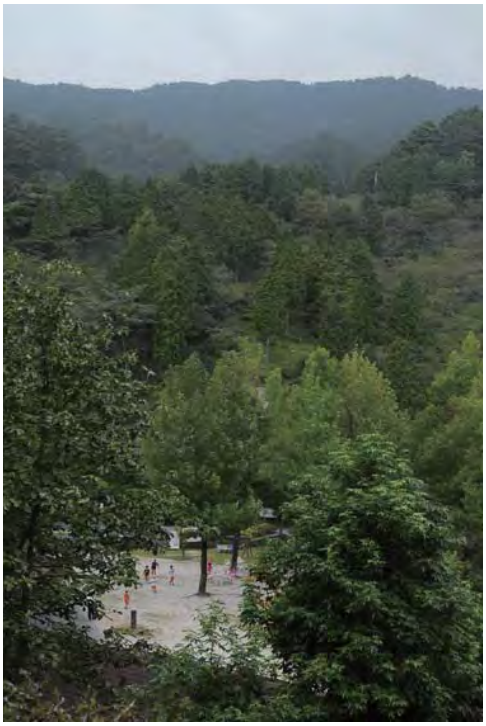

4．海浜ゾーン

景観特性	○海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などの緑が大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。 ○生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。 ○シーサイドももちや小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。
景観形成方針	• 博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。 • 市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。 • 良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。 • レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

5．港湾ゾーン	
景観特性	○博多埠頭、中央埠頭には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。 ○須崎埠頭、東浜埠頭、箱崎埠頭は、計画的な基盤整備が行われ、物流倉庫や資材置場などが集積し、わかりやすく単純なまちなみになっています。 ○最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際港らしい湾岸景観を構成しています。
景観形成方針	・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。 ・博多埠頭、中央埠頭においては、アジアをはじめとした海外から多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。 ・アイランドシティや香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。

6．歴史・伝統ゾーン	
景観特性	○御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の歴史的なまちなみが残る地区です。 ○住吉神社は、住吉造等古代建築形式の佇まいを現代に残しています。 ○舞鶴公園・大濠公園等では、緑と水の自然や歴史を感じることができる福岡の顔となる公園整備が進められています。 ○姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町屋などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールのまちなみになっています。
景観形成方針	・建築物等の計画を行う際は、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出を進めるため、歴史資源からの眺望を大切にするとともに、歴史資源等との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。 ・舞鶴公園・大濠公園等周辺では、緑と歴史を活かした空間づくりを進めるとともに周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。

住吉神社

承天寺

第3章　大規模建築物等に関する事項

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物（以下「大規模建築物等」とする。）を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、届出対象行為、良好な景観形成のための行為の制限を以下のとおり定めます。

第1節　届出対象行為

下記に示す規模の建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。

届出に係る規模			
建築物	1	都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが 31 mを超え、又は延べ面積が 10,000 ㎡を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2	山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが 10 mを超え、又は延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	3	歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超え、又は延べ面積が1,500㎡を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第７条第１号若しくは第２号に定める規模以外のものとする。	歴史・伝統ゾーン
	4	福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの	
	5	建築基準法第 59 条の２第１項の規定による許可を受けたもの	
工作物	1	都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるもの又は、備考４(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるものとする。	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2	歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超えるもの又は、備考４(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え，若しくは長さが30mを超えるものとする。 ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第７条第３号に定める規模以外のものとする。	歴史・伝統ゾーン
	3	山の辺･田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるもの又は、備考４(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるものとする。	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

備考　1　届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。

2　建築物等の高さは、平均地盤面（建築物等が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいいます。）からの高さにより算定します。ただし、建築物等が周囲の地面と接する位置に著しい高低差がある等これによりがたい場合については、市長が別に定める算定方法を用いることができるものとします。

またこの場合、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物等の高さに算入するものとします。

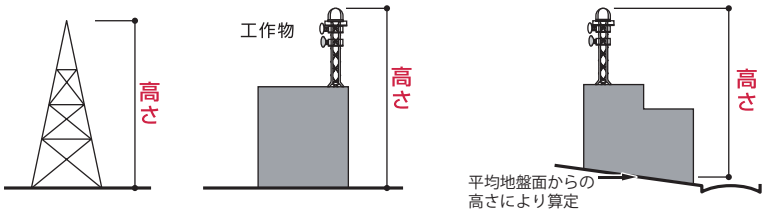

3　延べ面積は、敷地内の全ての建築物の床面積の合計とします。

4　工作物は次に掲げるものとします。

（1）　門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
（2）　高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
（3）　煙突、排気塔その他これらに類するもの
（4）　記念塔その他これに類するもの
（5）　電波塔その他これに類するもの
（6）　高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
（7）　護岸、堤防その他これらに類するもの
（8）　街灯、照明灯その他これらに類するもの
（9）　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
(10)　駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
(11)　水道、電気その他これらに類するものの供給に係る施設
(12)　ごみ置場その他これに類するもの
(13)　その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

＊ 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）＊

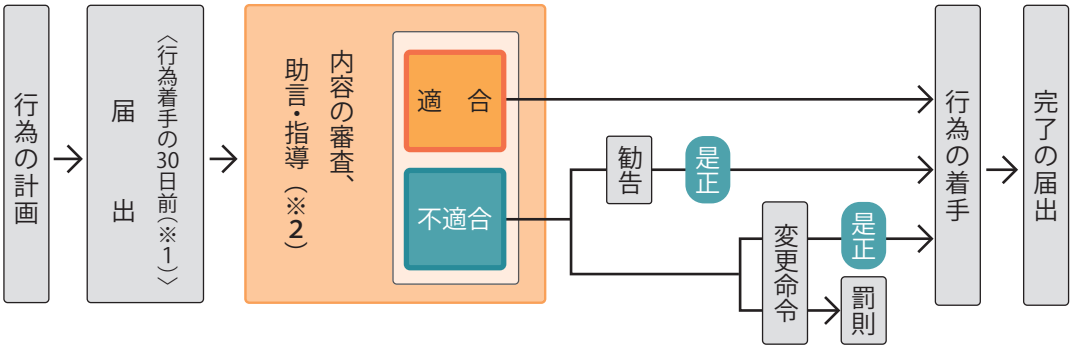

※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。
※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

第2節 大規模建築物等に関する行為の制限

全ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．周辺の自然環境やまちなみと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。 2．地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。 3．前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
形態・意匠	1．主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。 2．建築物等の上部は、本体やまちなみと調和のとれた形態となるように努める。 3．外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。 4．歴史的建築物等が多い場合には、まちなみとの調和を図る。 5．地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。 6．屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。 7．共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。 8．高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。 9．外観の色彩については、別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合する範囲とし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。 10．歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。
付属設備	1．室外の空調機や物干し金物等をバルコニーに設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。 2．配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。 3．建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。

付属施設	1．車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。 2．ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。
外構	1．敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2．生垣やシンボルツリー等によりまちなみの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3．塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4．駐車場はまちなみの連続性、雰囲気をこわさないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。 5．前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
夜間景観	1．周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。 2．ＬＥＤ等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。 3．ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。 4．サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。
屋外広告物	1．敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。

都心ゾーン

対象	行為の制限
形態・意匠	1．商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。 2．商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。 3．那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	1．オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	1．歩行者空間に賑わいをもたらす照明計画とする。
屋外広告物	1．可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。

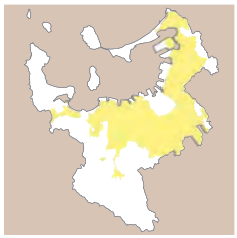

一般市街地ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2．舞鶴公園・大濠公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1．室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	1．住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	1．幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

山の辺・田園ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
形態・意匠	1．周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 2．高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	1．生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1．屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

海浜ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1．海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2．周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。
夜間景観	1．生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

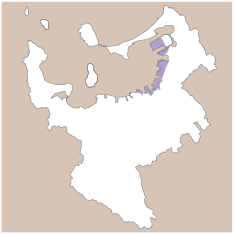

港湾ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1．福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	1．照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

歴史・伝統ゾーン

対象	行為の制限
規模・配置	1．歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1．歴史資源や周辺のまちなみと調和するものとする。
外構	1．緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和するものとする。
夜間景観	1．歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1．屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

第3節　色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとします。

1　建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
2　各ゾーンにおける色彩の基準は、表１及び表２に掲げる色彩基準（日本工業規格Ｚ8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

・各面の見付面積の１０％以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
・無着色の自然素材を用いる場合
・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表１　都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	－	6 以下
	無彩色	－	－
工作物	全ての有彩色	－	3 以下
	無彩色	－	－

表２　一般市街地ゾーン、歴史・伝統ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにおける色彩基準

区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10R から 2.5Y まで	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色	2 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色	2 以上 8.5 以下	－
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5 以下	6 以下
		無彩色	8.5 以下	－
工作物	全ての部位	全ての有彩色	－	3 以下
		無彩色	－	－

備考　1　この表における建築物の低層部とは、地上１０m以下かつ３階以下の建物の部分をいいます。
　　2　海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定

- **色相は、いろあいを表すもの**で、10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ表記します。
- **明度は、明るさの度合い**を 0 から 10 までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- **彩度は、あざやかさの度合い**を 0 から 14 程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。
- **マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ**、5YR 6.0 / 3.0 のように表記します。

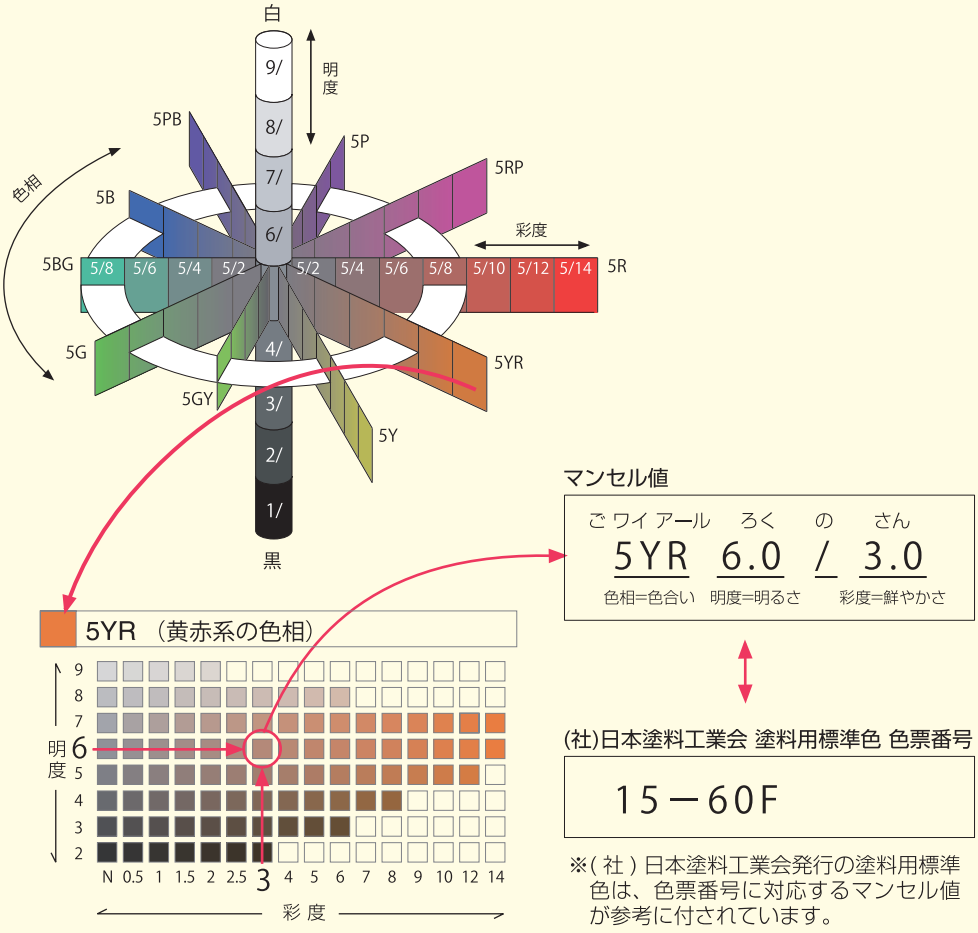

※(社)日本塗料工業会発行の塗料用標準色は、色票番号に対応するマンセル値が参考に付されています。

都心ゾーン　港湾ゾーン

都心ゾーン、港湾ゾーンで使用できる色彩の範囲

10R（赤系の色相）

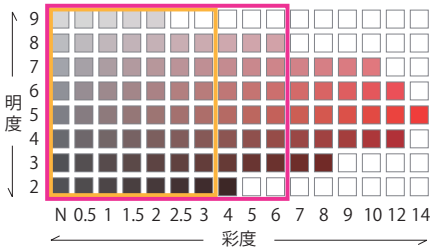

5B（青系の色相）

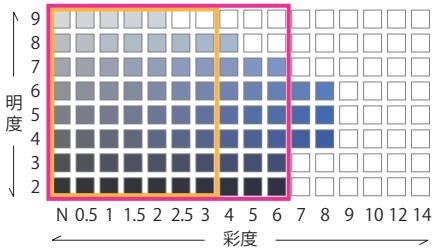

5YR（黄赤系の色相）

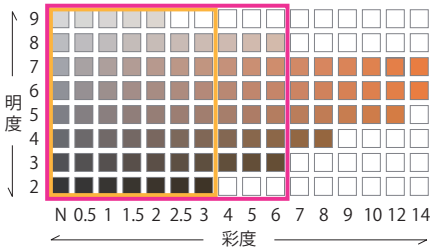

5PB（青紫系の色相）

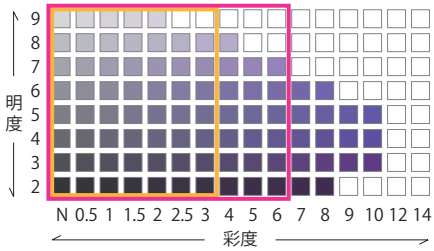

10YR（黄系の色相）

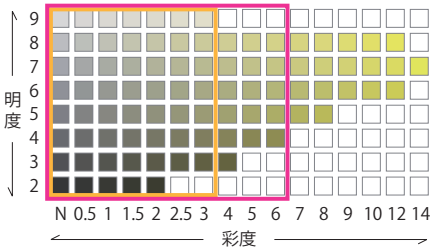

5P（紫系の色相）

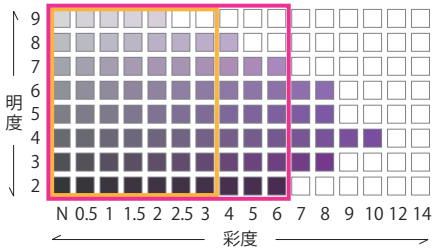

5GY（黄緑系の色相）

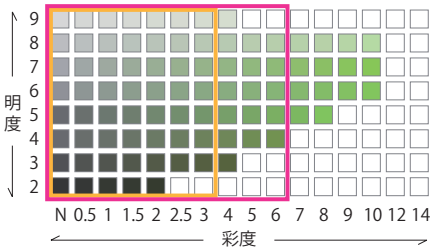

5RP（赤紫系の色相）

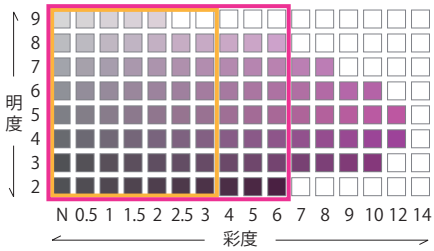

5G（緑系の色相）

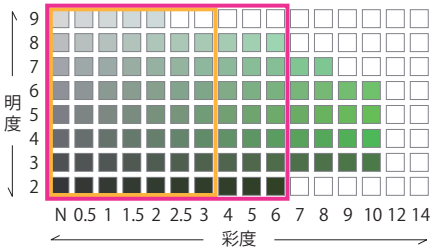

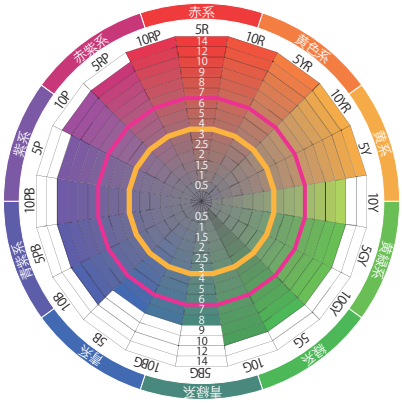

5BG（青緑系の色相）

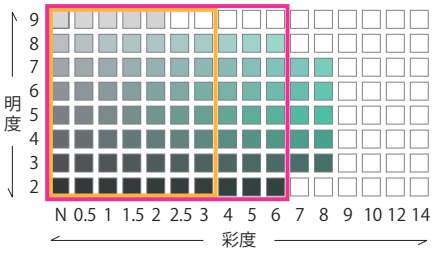

建築物
工作物

※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

一般市街地ゾーン　歴史・伝統ゾーン　山の辺・田園ゾーン　海浜ゾーン

一般市街地ゾーン、歴史・伝統ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンで使用できる色彩の範囲

10R（赤系の色相）

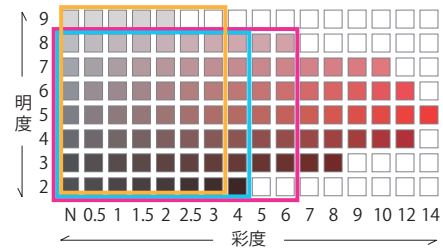

5B（青系の色相）

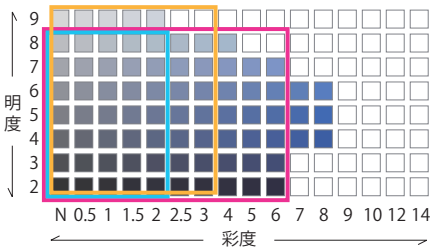

5YR（黄赤系の色相）

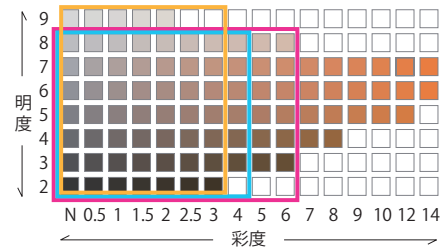

5PB（青紫系の色相）

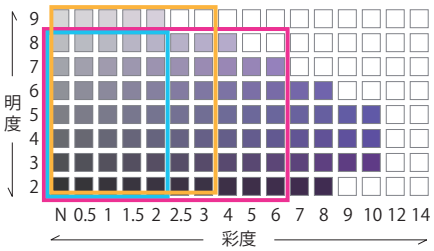

10YR（黄系の色相）

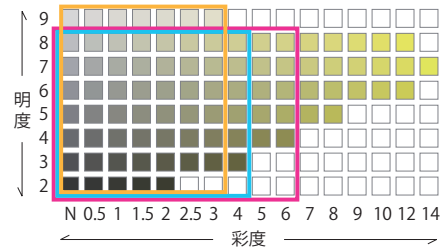

5P（紫系の色相）

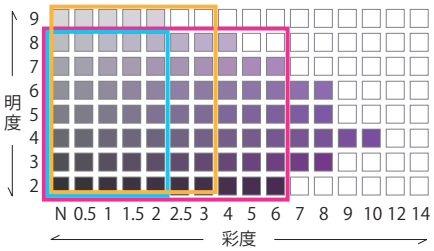

5GY（黄緑系の色相）

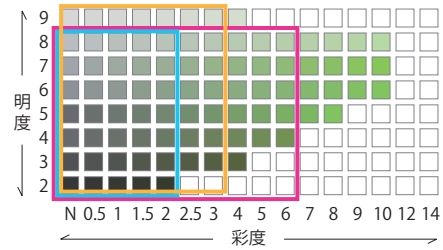

5RP（赤紫系の色相）

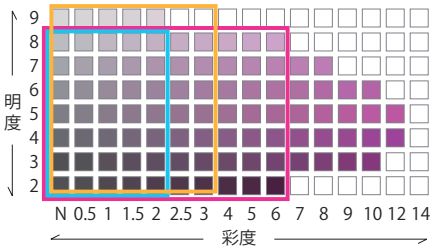

5G（緑系の色相）

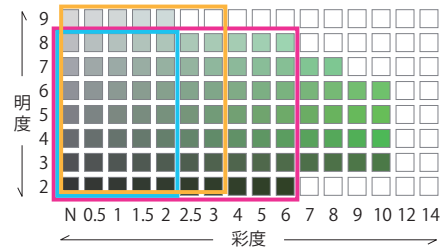

5BG（青緑系の色相）

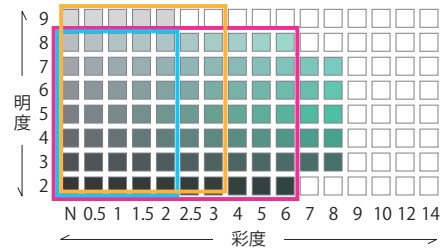

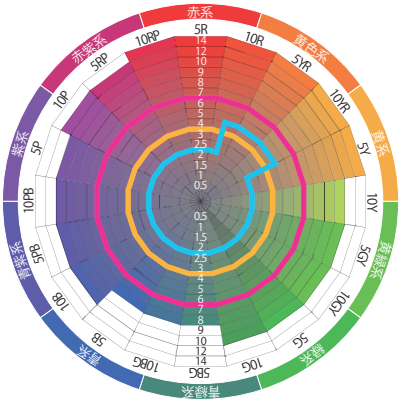

建築物の高層部（※）
建築物の低層部（※）
工作物

※海浜ゾーンにおいては、色彩基準のうち明度の基準を適用しません。

※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

第4章　都市景観形成地区に関する事項

第1節　都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

1．都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

都市景観形成地区の指定については、景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区、すなわち良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区を指定していきます。

なお、都市景観形成地区の指定の要件及び方針については、都市景観形成基本計画における重点整備地区の要件及び方針に基づき以下のとおり定めます。

表 4-1　都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

分類	地区の要件	基本方針
シンボル地区	福岡市の顔となるシンボル性の高い地区で、今後の国際化・情報化に対応する都市づくりの中心となるべき地区。	福岡都市圏だけでなく、九州、アジアの拠点としてアピールできる人とまちの出会い、物語を生む都市空間を創造する。
副都心地区	生活に欠かせない、地域の情報、文化の中心機能を持ち、地域の特性を活かし、個性を感じさせる地区。	生活感のある賑わいと活気のあるまちなみを形成していく。
自然環境地区	郊外の豊かな自然環境を活かし、緑と水のふれあいを高めて、ゆとりと広がりのある景観の形成を図る地区。	豊かな自然環境を活かし、自然の美しさと人工の構造物が調和した景観を形成していく。
歴史・伝統地区	都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へその伝統を伝えていくべき地区。	地区の特徴を表現する歴史的事物の保全・活用や昔のまちなみのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく。
計画的まちづくり地区	今後、大規模プロジェクトの進行が予定され、計画的なまちづくりを進めていくべき地区。	地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を行政と民間の共働で計画し実現していく。
組織的まちづくり地区	地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主体の景観形成が実践可能な地区。	住民が自主的に、環境保全・まちなみ誘導に関する取り決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、維持していく。

2. 都市景観形成地区指定までの流れ

都市景観形成地区候補地区については、以下に示すように、地域景観まちづくりの意欲の高い地区において、地域との共働により、都市景観形成地区への指定を順次進めていきます。

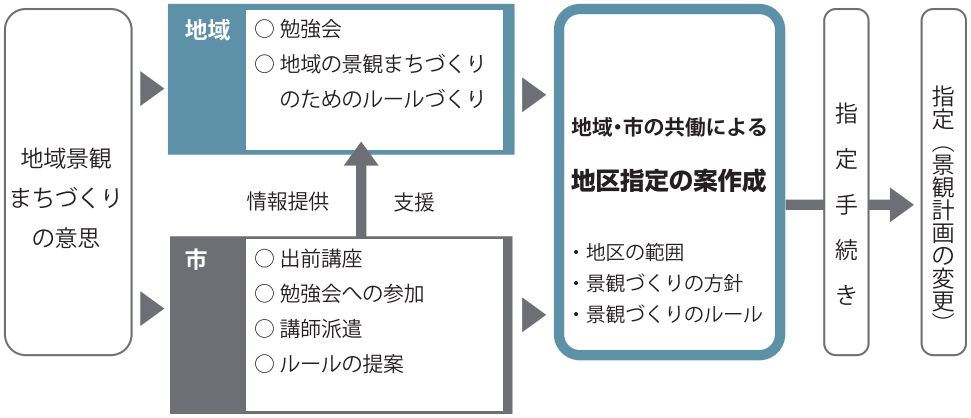

図 4-1　都市景観形成地区指定までの流れ

第2節 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第 17 条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

（1） 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
（2） 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
（3） 煙突、排気塔その他これらに類するもの
（4） 記念塔その他これらに類するもの
（5） 電波塔その他これらに類するもの
（6） 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
（7） 護岸、堤防その他これらに類するもの
（8） 街灯、照明灯その他これらに類するもの
（9） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
(10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
(11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
(12) ごみ置場その他これに類するもの
(13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

第3節 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

指定区域や地区区分、景観形成方針、行為の制限等については、地区別編冊子をご覧下さい。

第5章　景観資源の保全・創出に関する事項

第1節　景観重要建造物

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を物語るもので、地域の個性を表現する役割も担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、地域の共有財産として守り継承していくだけでなく、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要建造物に指定することができます。

表 5-1　景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的評価が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	・歴史的価値のあるもの。 ・建築後５０年以上経過しているもの。
②景観的評価	・歴史的な景観形成に寄与しているもの (周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的まちなみの連続性に寄与しているもの等)。 ・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。 ・地域住民等に親しまれているもの。 ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。 ・地域の主要な回遊路に面しているもの。 ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

※ただし、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

第2節　景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があり、また、地域の個性を活かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

表 5-2　景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木の指定方針
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの （1）樹形や樹高等美観が優れているもの （2）地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの （3）地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの （4）地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

※ただし、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

第6章　景観重要公共施設の景観形成に関する事項

都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

表 6-1　景観重要公共施設の指定方針

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等）
景観計画区域 （都市景観形成地区を除く）	・市の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等） ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設（道路、公園、河川等）

1．明治通り・渡辺通り（都市景観形成地区内）

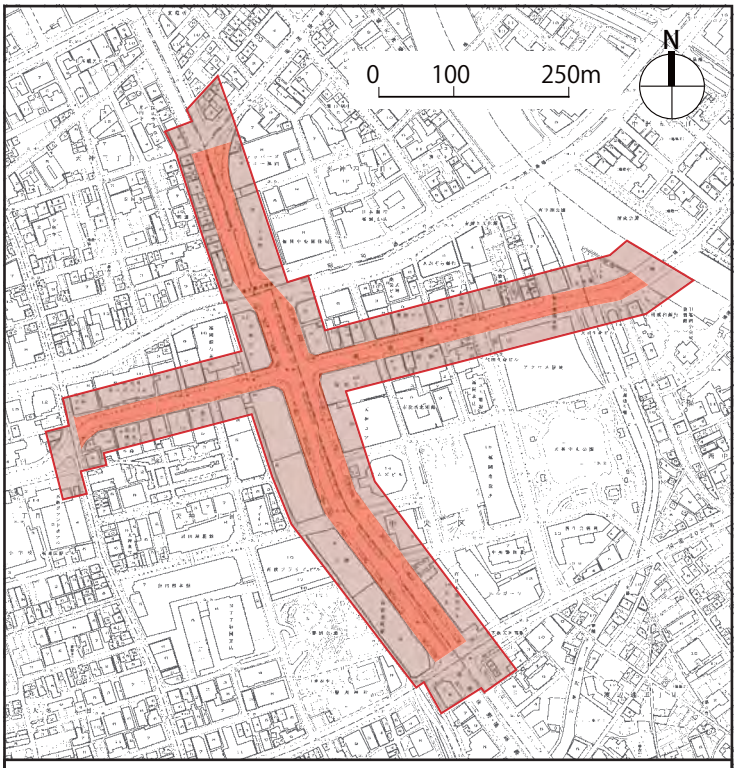

凡　例	
	景観重要公共施設
	都市景観形成地区

図 6-1　指定区域

（1）道路の整備に関する事項

1）歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。

　視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。

2）柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。

3）街路樹は、まちなみを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。

4）サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。

5）公共サインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限り集約化する。

6）材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。

第7章　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる都市景観形成地区においては、福岡市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。